第4次つるが男女共同参画プラン

令和6年度年次報告書

敦賀市

目　　次

第１部　第４次つるが男女共同参画プランと実施状況管理・評価について
１ 第４次つるが男女共同参画プランについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２ プランの体系　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
３ 第４次つるが男女共同参画プランの実施状況管理・評価の方・・・・・・・・・３

第２部　令和６年度実施状況及び評価
令和６年度年次報告書　実施状況及び評価一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・４

基本目標１ 女性が活躍しやすいまち・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
基本課題（１）政策決定・推進の場における女性参画の拡大
基本施策①意思決定の場における女性活躍の推進
基本施策②事業所等における女性活躍の推進
基本課題（２）雇用における男女共同参画の推進
基本施策③女性の就職・再就職等の支援
基本施策④性別にかかわらず、個性と能力が発揮できる自由な職業選択の推進

基本目標２　男女共に仕事と生活の調和ができるまち・・・・・・・・・・・・・９
基本課題（３）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現
基本施策⑤多様な働き方を尊重した、職場におけるワーク・ライフ・バランス実現の推進
基本施策⑥仕事と子育て・介護等の両立の支援
基本課題（４）男女が共に担う家庭生活づくり
基本施策⑦男性の家事・子育て・介護等への参加の推進
基本施策⑧男女共に育児休業や介護休業を取りやすい環境の整備
基本課題（５）男女共同参画の意識醸成
基本施策⑨子どもや若年層に対する男女平等意識の浸透
基本施策⑩家庭、職場、地域等における男女共同参画推進のための学習機会、意識啓発の充実

基本目標３ 男女が共に支えあい、安心して暮らせるまち・・・・・・・・・・１７
基本課題（６）性差別・パートナー間における暴力等の根絶
基本施策⑪性差別・パートナー間における暴力等に関する相談体制、防止啓発の充実
基本施策⑫妊娠・出産等に関する健康と権利の促進
基本施策⑬セクシュアル・マイノリティへの理解の促進
基本課題（７）男女共同参画の視点からの防災対策の推進
基本施策⑭男女共同参画の視点に立った防災体制の確立と普及啓発
基本課題（８）男女共同参画社会の推進体制強化
基本施策⑮男女共同参画を推進する市民活動団体等との連携や支援
基本施策⑯行政における男女共同参画の推進体制の充実

第１部
第４次つるが男女共同参画プランと実施状況管理・評価について

1　第4次つるが男女共同参画プランについて

(1)プランの役割

第4次つるが男女共同参画プランは、本市における男女共同参画社会を構築するため、市の取り組みを中心にまとめた体系的な計画です。これまでの成果を活かしつつ、国や県の政策動向、本市の課題等を踏まえて策定しました。

本プランを通じて、市が実施する取り組みを明確にするとともに、それらの取り組みを通じて市民や団体、地域、事業所における男女共同参画を推進します。

(2)プランの位置付け

本プランは、「敦賀市男女共同参画推進条例第9条」に基づく基本計画であり、「男女共同参画社会基本法第１４条第3項」に規定されている市町村男女共同参画計画にあたるものです。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)第6条第2項」に基づく市町村推進計画及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)第2条の3第3項」に基づく市町村基本計画にも位置付けています。

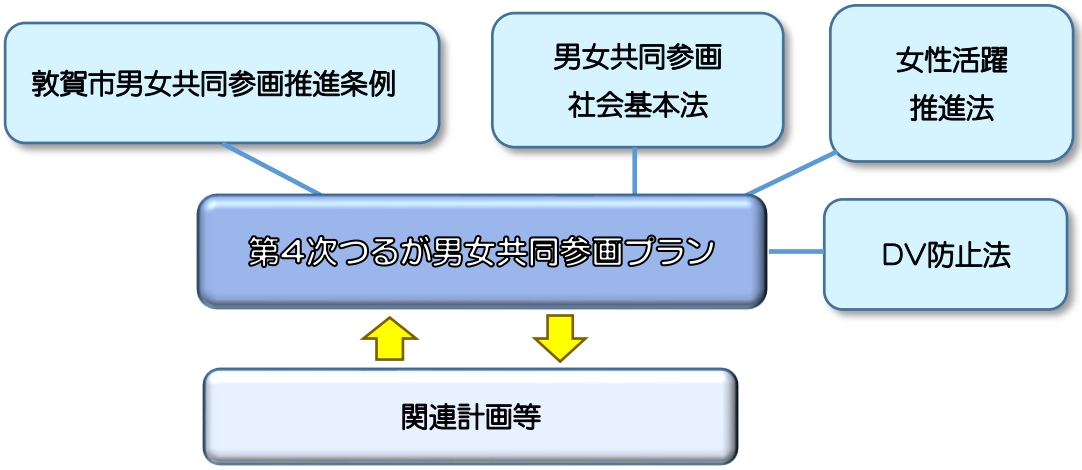

(3)プランの期間

本プランは、令和3年度を始期とし、令和7年度を目標年度とする5年間の計画です。

なお、計画期間中は市の取り組みを中心としてプランの進捗状況及び評価を毎年公表するとともに、社会情勢の変化や上位計画の見直しなどに応じて必要な範囲で新たな施策を取り入れます。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
→	→	→	→	→

2　プランの体系

［基本理念］　［基本目標］　［基本課題、施策］

男女共に　自分らしく生きていけるまち　敦賀

1　女性が活躍しやすいまち

※1

(1)政策決定・推進の場における女性参画の拡大
①意思決定の場における女性活躍の推進
②事業所等における女性活躍の推進

(2)雇用における男女共同参画の推進
③女性の就職・再就職等の支援
④性別にかかわらず、個性と能力が発揮できる自由な職業選択の推進

2　男女共に仕事と生活の調和ができるまち

※1、2

(3)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現
⑤多様な働き方を尊重した、職場におけるワーク・ライフ・バランス実現の推進
⑥仕事と子育て・介護等の両立の支援

(4)男女が共に担う家庭生活づくり
⑦男性の家事・子育て・介護等への参加の推進
⑧男女共に育児休業や介護休業を取りやすい環境の整備

(5)男女共同参画の意識醸成
⑨子どもや若年層に対する男女平等意識の浸透
⑩家庭、職場、地域等における男女共同参画推進のための学習機会、意識啓発の充実

3　男女が共に支えあい、安心して暮らせるまち

※2

(6)性差別・パートナー間における暴力等の根絶
⑪性差別・パートナー間における暴力等に関する相談体制、防止啓発の充実
⑫妊娠・出産等に関する健康と権利の促進
⑬セクシュアル・マイノリティへの理解の促進

(7)男女共同参画の視点からの防災対策の推進
⑭男女共同参画の視点に立った防災体制の確立と普及啓発

(8)男女共同参画社会の推進体制強化
⑮男女共同参画を推進する市民活動団体等との連携や支援
⑯行政における男女共同参画の推進体制の充実

※1　女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の施策を含む
※2　DV防止法に基づく市町村基本計画の施策を含む

3　第4次つるが男女共同参画プランの実施状況管理・評価の方法

プランに掲げた各事業の実施状況を毎年度把握・点検・評価し、その結果を次年度以降の事業実施に反映します。事業の実施状況の評価は内部で自己評価を行うとともに、「敦賀市男女共同参画審議会」に毎年度実施状況を報告し、チェックを受けることで、市民視点を取り入れたPDCAサイクルを確立します。また、年次報告書は敦賀市ホームページで公表します。

(1)実施状況管理・評価の流れ

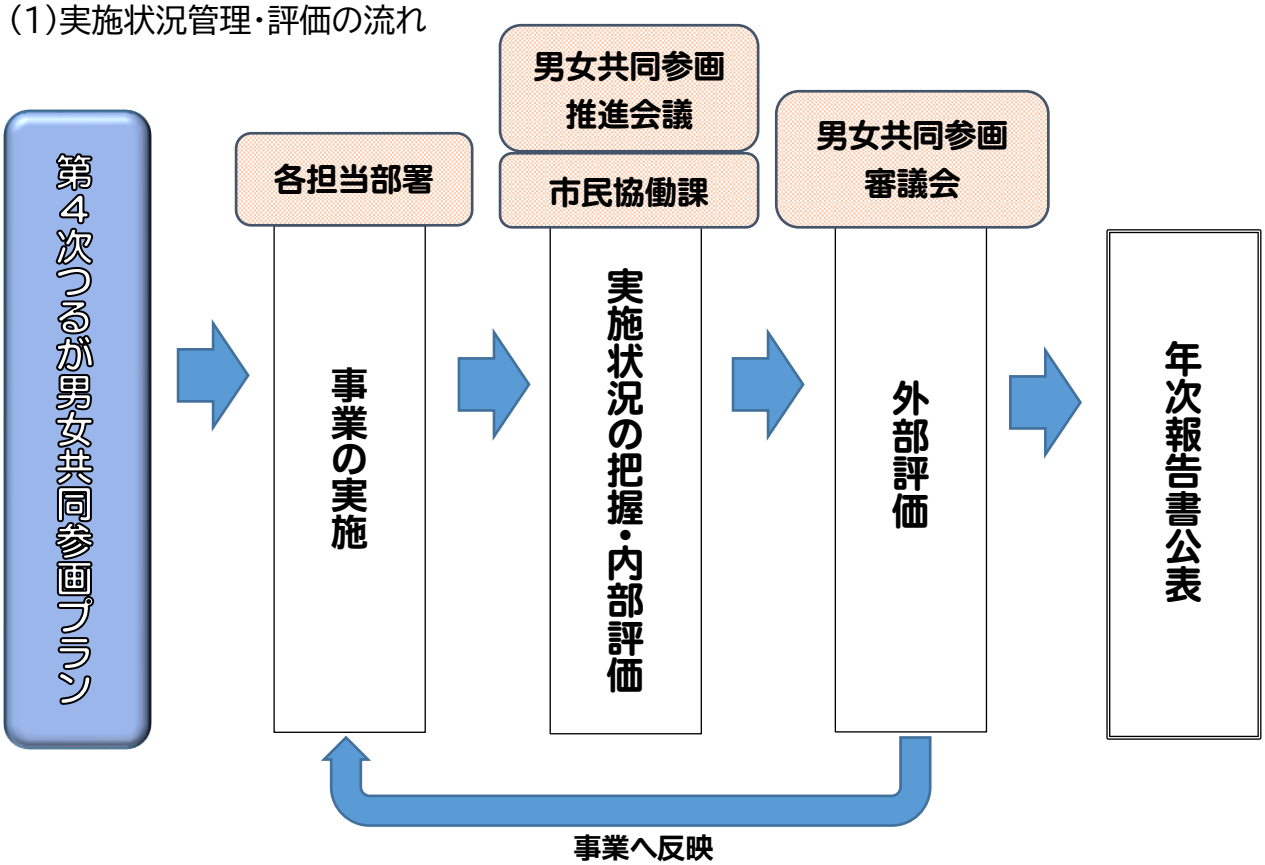

(2)評価対象・評価基準等

評価対象	評価基準	評価区分
基本施策	◎：積極的に取り組んでいる ○：順調に取り組んでいる △：より積極的な取り組みが必要 ×：大きな改善が必要	内部評価 外部評価
各事業	A：計画以上の事業を実施した B：計画のとおり事業を実施した C：一部事業を実施できなかった D：事業を実施できなかった E：事業の休・廃止が必要	内部評価

第２部
令和6年度実施状況及び評価

令和６年度　実施状況及び評価一覧

１　実施状況の内訳

基本目標	基本課題数	施策数
１　女性が活躍しやすいまち	２	４
２　男女共に仕事と生活の調和ができるまち	３	６
３　男女が共に支えあい、安心して暮らせるまち	３	６

事業評価基準	評価	基本目標１	基本目標２	基本目標３
Ａ：計画以上の事業を実施した	０	０	０	０
Ｂ：計画のとおり事業を実施した	６７	１７	３２	１８
Ｃ：一部事業を実施できなかった	１	１	０	０
Ｄ：事業を実施できなかった	０	０	０	０
Ｅ：事業の休・廃止が必要	０	０	０	０
合計	６８	１８	３２	１８
取組課		７	１３	９

２　基本施策評価の内訳

評価基準事業数	内部評価	外部評価
◎：積極的に取り組んでいる	０	０
○：順調に取り組んでいる	１５	１５
△：より積極的な取り組みが必要	１	１
×：大きな改善が必要	０	０
合計	１６	１６

内部評価	外部評価	基本施策
△		基本施策①意思決定の場における女性活躍の推進（年次報告書Ｐ５）

基本目標１　女性が活躍しやすいまち
基本課題（１）政策決定・推進の場における女性参画の拡大

基本施策①	意思決定の場における女性活躍の推進
内部評価	外部評価
△	△

評価基準
◎：積極的に取り組んでいる　○：順調に取り組んでいる　△：より積極的な取り組みが必要　×：大きな改善が必要

【内部評価】
より積極的な取り組みが必要
審議会等での女性の割合を改善するための働きかけを庁内関係部署へ実施しているものの、昨年度より割合が減少した。女性委員の登用率向上のため、全庁的により積極的に取り組むことが必要である。

【外部評価】
より積極的な取り組みが必要
・審議会等における女性登用の状況を見ると、分野ごとに大きな偏りが存在している。特に重要な審議会に女性が不在であることは、男女共同参画の推進が求められる現代社会において看過できない最大の課題である。この課題を克服するには、女性を委員候補として育成するための体系的なキャリアプランの策定や専門性を備えた女性を育成するための具体的施策が不可欠である。
・男性側の意識改革に向けた啓発活動も進めていただきたい。
・「意思決定の場における女性活躍の推進」、特に市の審議会等での女性の登用状況については、毎年本審議会から市に対して積極的な取組みを求めているものの、依然として目標の達成には至っておらず、改善が見られない状況が続いている。この状況を踏まえ、市長がリーダーシップを発揮し、この重要な課題に対して主体的に取り組むことが必要である。

各事業評価

	事業（取組）概要	実施内容	評価	主管部署
①－１	市の各種審議会や委員会での女性の積極的登用を図るため、庁内関係部署へ協力を促します。	審議会等での女性の積極的登用の呼びかけを実施した。また、各審議会等の男女構成比を調査し、女性登用の推進について働きかけた。	B	市民協働課
①－２	各分野において、性別にかかわらず意見が反映されるように、市の各種審議会や委員会における男女の構成比率を改善します。	審議会等の委員選定時は、全庁的に男女の構成比率に配慮した。 審議会等における女性の割合　２３.３％ ※令和５年度２５％から１.７ポイント減少した。	C	全庁共通
①－３	地区の自主的な判断によって地域団体の役員等に女性が登用されるよう区長連合会等への働きかけを行います。	各区に対して、自治会のコミュニティ活動の活性化や若者や女性の自治会役員登用の促進等を目的とした、県補助金の周知を行った。	B	総務課
①－４	意欲や資質によって、性別にかかわらず管理職へ昇格できる選抜試験を実施し、組織の活性化を図ります。	管理職昇格試験を実施し、性別に関係なく意欲ある職員を管理職に登用した。 敦賀市役所における女性の管理職の割合 ２６.５％(Ｒ６.６.１時点)(課長補佐級相当以上) １４.３％(Ｒ６.６.１時点)(課長級相当以上)	B	総務課
①－５	市職員の年齢、経験年数、役職等により必要とされる職務遂行能力を明確化し、その能力を向上させるため、体系的な研修を性別にかかわらず実施します。	年齢、経験年数、役職等に応じた体系的な研修を実施し、性別に関わらず受講者を選抜した。	B	総務課

評価基準
Ａ：計画以上の事業を実施した　Ｂ：計画のとおり事業を実施した
Ｃ：一部事業を実施できなかった　Ｄ：事業を実施できなかった　Ｅ：事業の休・廃止が必要

基本施策②	事業所等における女性活躍の推進
内部評価	外部評価
○	○

評価基準
◎：積極的に取り組んでいる　○：順調に取り組んでいる　△：より積極的な取り組みが必要　×：大きな改善が必要

【内部評価】
順調に取り組んでいる

【外部評価】
順調に取り組んでいる
・職場におけるハラスメントについては、引き続き監視体制を整え、防止をお願いしたい。
・企業や事務所等に対し、「女性活躍の推進」により一層取り組めるような仕組みがあるとよい。

各事業評価

	事業（取組）概要	実施内容	評価	主管部署
②－１	事業所における女性の活躍を推進するための研修会の開催や広報誌による情報発信等を実施します。	男女共同参画（事業所）推進員を対象とした研修会を１回実施した。 研修会テーマ Well-Beingな敦賀市に向けて	B	市民協働課
②－２	市職員を対象に、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等に関する相談に応じる窓口を設置するとともに、監視体制を整えることで、これらの防止を図ります。	【総務課】 職場におけるハラスメント全般の相談窓口を設置し、防止に努めている。令和７年１月には、対象に特別職の一部（市長・副市長・教育長）を加えた。 相談実績　１件 【病院総務企画課】 職場におけるハラスメント全般の相談窓口を設置している。 相談実績　２件	B	総務課 病院総務企画課
②－３	女性経営者の自己研鑽、育成に関する支援を行います。	敦賀商工会議所女性会事業の「波音ハンモック」に補助し、女性事業主の事業運営、自己研鑽に関する支援を行った。 敦賀商工会議所女性会事業　１件	B	商工貿易振興課
②－４	女性の起業に関する支援を行います。	敦賀商工会議所の創業塾開催を支援した。 女性参加者　１４名 創業等に係る補助制度により、女性の個人事業主を含めた事業者の起業を促進した。 まちなか創業等促進支援事業　１件	B	商工貿易振興課
②－５	性別にかかわらず、新規に就農ができるように就農環境整備や経営安定の支援を行います。	新規就農者育成支援事業により、新たに就農を希望する女性１名の就農環境整備や経営安定に対し支援を行った。 また、過年度に同事業の交付金対象者であった女性１名に対しても、交付終了後の就農状況の確認及び状況に応じた必要な助言等を行った。 女性　２名	B	農林水産振興課

評価基準
Ａ：計画以上の事業を実施した　Ｂ：計画のとおり事業を実施した
Ｃ：一部事業を実施できなかった　Ｄ：事業を実施できなかった　Ｅ：事業の休・廃止が必要

基本課題（２）雇用における男女共同参画の推進

基本施策③	女性の就職・再就職等の支援
内部評価	外部評価
○	○

評価基準
◎：積極的に取り組んでいる　○：順調に取り組んでいる　△：より積極的な取り組みが必要　×：大きな改善が必要

【内部評価】
順調に取り組んでいる
ひとり親家庭等の経済的自立を図るための自立支援教育訓練給付金について、令和５年度より補助率が１０割相当になり、対象者への支援が充実された。

【外部評価】
順調に取り組んでいる
・女性の就職・再就職等の支援に向けて、土日や祝日でも開館している施設で相談窓口があってもよいと思う。
・高等職業訓練促進給付金・自立支援教育訓練給付金制度の利用者が少ない。今後も引き続き、周知に努めていただきたい。

各事業評価

	事業（取組）概要	実施内容	評価	主管部署
③－１	福井県と協力し、若年層を対象とした職業適性診断、キャリアカウンセリング等の各種就職支援を性別にかかわらず実施します。	ミニジョブステーション敦賀での専門のキャリアアドバイザーによる職業適正検査、模擬面接書類へのチェック等、就職に関する様々な相談により、若年層への就職支援を行った。	B	商工貿易振興課
③－２	地元における就職を希望する人が、性別にかかわらず支援が受けられるようにするため、大学生等就職説明会の開催等の事業を実施します。	敦賀市が一員となっている大学生等企業説明会実行委員会により企業説明会を開催し、地元企業に就職する学生等の活動を支援した。	B	商工貿易振興課
③－３	子育て等により一旦仕事を離れた方の再就職を支援するため、就職相談等の各種就職支援を実施します。	ハローワーク敦賀に対し女性の再就職サポートセミナーの開催を要請した。	B	商工貿易振興課
③－４	ひとり親が子育てをしながら就職に必要な資格取得を行うための支援として、受講費用等の一部を給付します。 また、ひとり親家庭等の経済的自立を図るため、修学資金等の貸し付け相談を行います。	ひとり親家庭の早期自立を目指し、就業に結び付きやすい資格を取得する期間の経済的負担の軽減を図った。また、ひとり親家庭等の経済的自立を図るため、修学資金等の貸し付け相談を実施した。 給付金支給者数１名 （詳細）①高等職業訓練促進給付金　１名 ②自立支援教育訓練給付金　０名	B	子育て政策課
③－５	ひとり親の雇用の安定のため、母子・父子自立支援員を中心とした就労相談を実施し、また、敦賀公共職業安定所との連携を図ります。	母子・父子自立支援員を中心に、敦賀公共職業安定所と連携を図り、窓口で就労相談及び就業の情報提供を実施した。また、福井県母子家庭等就業・自立支援センターと連携し、就業及び養育費に係る巡回相談を実施した。	B	子育て政策課

評価基準
Ａ：計画以上の事業を実施した　Ｂ：計画のとおり事業を実施した
Ｃ：一部事業を実施できなかった　Ｄ：事業を実施できなかった　Ｅ：事業の休・廃止が必要

基本施策④	性別にかかわらず、個性と能力が発揮できる自由な職業選択の推進
内部評価	外部評価
○	○

評価基準
◎：積極的に取り組んでいる　○：順調に取り組んでいる　△：より積極的な取り組みが必要　×：大きな改善が必要

【内部評価】
順調に取り組んでいる
キャリア教育について、小学校では市の施設見学や農業体験など地域の方とのふれあいを通した活動を行った。中学校では福祉や医療等の事業所で働いている方を招いてキャリア教育講演会を行っており、児童生徒一人ひとりの個性と能力が発揮できるよう教育活動を実施している。

【外部評価】
順調に取り組んでいる
・これまでの「男性の職場」「女性の職場」といった壁を取り払い、「個性と能力」が優先されるようなキャリア教育が大切である。
・インターンシップや職場体験等、未来を担う若者たちの育成のために今後も様々なところで継続していただきたい。受け入れ側の負担もあると思うが、このことが自身の仕事の見直しや仕事に対する意識の高揚にもつながると思う。

各事業評価

	事業（取組）概要	実施内容	評価	主管部署
④－１	性別にかかわらず個性と能力が発揮できるキャリア教育を推進します。 小学校では、様々な職業の見学や体験を通じ、働くことを意識したカリキュラムを設定します。 中学校では、希望する職業を実際に体験する社会体験活動を実施し、自ら進路を考えるきっかけとします。	各小学校では、総合的な学習の時間や校外学習を活用して、地域の方と交流する中で、様々な職業や地域の産業などに触れる時間を創出した。 中学校では、外部から講師を招いたキャリア教育講演会や職場体験など、学校が工夫をした活動を実施した。働く意義や苦労について直接話を聞くだけでなく、企業訪問を行ったり、地元の商店街などを巡って実際に働く方々と交流をしたりし、探究的な学びを深めた。	B	学校教育課
④－２	職員採用試験前に説明会を開催し、職業に関する理解の促進を図り、幅広い人材を登用します。	【総務課】 各学校の説明会や合同就職説明会等を通じて、性別を問わず活躍できる職場環境であり、多くの女性職員がリーダーとして活躍している旨を説明した。 【病院総務企画課】 年間を通してインターンシップ等の職場見学の受入を実施した。また、学校訪問を実施し、看護師・薬剤師の職業紹介や修学資金の説明を行った。 インターンシップ実績　高校（市内）　５名 職場見学　高校（市内）１４名 キャリア教育講演会　中学校　１校 学校訪問　県内高校・専門学校・大学等１７校 その他　病院見学随時受け入れ	B	総務課 病院総務企画課
④－３	男女雇用機会均等法やパートタイム・有期雇用労働法等の理解を促進します。	ハローワーク敦賀と連携し、チラシなどにより関係法律や制度に関する周知・啓発を行った。	B	商工貿易振興課

評価基準
Ａ：計画以上の事業を実施した　Ｂ：計画のとおり事業を実施した
Ｃ：一部事業を実施できなかった　Ｄ：事業を実施できなかった　Ｅ：事業の休・廃止が必要

基本目標２　男女共に仕事と生活の調和ができるまち
基本課題（３）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

基本施策⑤	多様な働き方を尊重した、職場におけるワーク・ライフ・バランス実現の推進
内部評価	外部評価
○	○

評価基準
◎：積極的に取り組んでいる　○：順調に取り組んでいる　△：より積極的な取り組みが必要　×：大きな改善が必要

【内部評価】
順調に取り組んでいる
市職員の年次有給休暇取得率について、働き方改革関連の取組及び所属への定期的な周知等を行った成果として、取得率が増加した。

【外部評価】
順調に取り組んでいる
・市職員の年次有給休暇取得率が令和５年度に比べ上がっている。今後も取りやすい職場づくりをお願いしたい。
・年次有給休暇が必要な時に取得できるように働き方、業務の見直し、業務量の偏りなどの確認は引き続きお願いしたい。

各事業評価

	事業（取組）概要	実施内容	評価	主管部署
⑤－１	市職員の家庭生活の充実と公務能率の向上等のため、年次有給休暇や夏季休暇、結婚休暇等の特別休暇の使用を促進するとともに、取得しやすい職場環境の整備等に取り組みます。	定期的にグループウェア掲示板にて、年５日以上の有給休暇取得促進の呼びかけを行った。また、９月末時点での取得状況を調査し、休暇の利用を促した。 年次有給休暇取得率　７３.０％	B	総務課
⑤－２	特定事業主行動計画に基づき、職員が仕事と家庭生活を両立できるような職場環境の整備等に取り組みます。	敦賀市特定事業主行動計画に基づき、育児参加休暇等の休暇の取得促進の周知を図った。	B	総務課
⑤－３	職員の健康の増進と公務能率の向上等のため、職員の適正配置、業務改善等により超過勤務を削減します。	令和５年度に策定した「働き方・仕事の進め方改革推進プログラム」に基づき、各種施策を進めており、昨年度に比べて超過勤務時間が減少した。 令和６年度超過勤務（職員１人当たり１月当たり） 一般行政職等　１６.３時間 福祉職等　７.０時間 技能労務職　０.４時間	B	総務課
⑤－４	市立敦賀病院において、個人の希望に応じた勤務が可能となる仕組みを積極的に導入し、労働環境の改善を図ります。	現行の制度において、職員が利用しやすい環境づくりを行った。	B	病院総務企画課
⑤－５	ワーク・ライフ・バランスの重要性を普及させるための研修会の開催や、情報の発信を実施します。	【市民協働課】 男女共同参画（事業所）推進員に対し、男女共同参画に関する研修会を行った。講座案内や啓発パンフレット等の配布を行った。また、市民に対しても啓発パンフレット等の配布を行った。 【商工貿易振興課】 福井労働局からの啓発リーフレットを窓口に設置した。	B	市民協働課 商工貿易振興課

評価基準
Ａ：計画以上の事業を実施した　Ｂ：計画のとおり事業を実施した
Ｃ：一部事業を実施できなかった　Ｄ：事業を実施できなかった　Ｅ：事業の休・廃止が必要

基本施策⑥	仕事と子育て・介護等の両立の支援
内部評価	外部評価
○	○

評価基準
◎：積極的に取り組んでいる　○：順調に取り組んでいる　△：より積極的な取り組みが必要　×：大きな改善が必要

【内部評価】
順調に取り組んでいる

【外部評価】
順調に取り組んでいる
・仕事と子育ての両立支援として、公的な支援がさらに充実されるとよい。
・「子育て」に目が向きがちであるが、介護環境の充実や一人で抱え込まない施策の一層の推進もお願いしたい。

各事業評価

	事業（取組）概要	実施内容	評価	主管部署
⑥－１	地域の子育て関連情報を提供し、地域の子育て支援事業を円滑・適切に利用できるよう個別ニーズに合わせて、関係機関と連絡調整・連携し、相談・助言を行います。	利用者支援窓口、相談電話を設置し、子育てに関する相談に対応した。相談にあたっては、地域の子育て支援情報を収集し、個々のニーズに合った情報提供を行った。また、必要に応じて健康推進課等の関係機関とも連携し対応した。	B	子育て総合支援センター
⑥－２	多様化・複雑化・深化する保育ニーズに対応するため、様々な保育サービスを提供し、子育てしやすい環境整備を推進します。	保護者の幅広いニーズや就労形態の多様化に応え、保育の必要性の認定、給付を行った。 公立保育所１０か所、私立保育所８か所、 認定こども園４か所、地域型保育事業所３か所	B	保育課
⑥－３	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後に適切な遊び及び生活の場を用意しその健全育成を図ります。	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して、放課後に適切な遊び及び生活の場を用意し、その健全育成を図った。 児童クラブ　１４か所　定員　　1,０９８人	B	保育課
⑥－４	安全、安心な活動場所を確保し、家庭・学校・地域が一体となって、児童に学習や様々な体験、交流活動の機会を提供するために放課後子ども教室等を推進します。	平日の放課後又は週末、長期休業期間中に開催した。 開催教室数 ２０３回	B	生涯学習課
⑥－５	『敦賀市子ども・子育て支援事業計画』、『敦賀市次世代育成支援対策行動計画』等に従い、育児の相談事業、保育サービスの充実等を実施し、子育ての負担を軽減します。	地域子育て支援拠点事業を通じた子育てに関する情報提供等の子育て支援や、保育所を通じた保育サービスの提供等を行うことにより、子育ての負担の軽減を図った。	B	子育て政策課

各事業評価

	事業（取組）概要	実施内容	評価	主管部署
⑥－６	在宅介護のため住宅を改造する必要があるとき、その費用の一部を助成します。	【地域福祉課】 重度身体障がい者が、日常生活に著しい障がいがあるため住宅を改造する必要がある場合に、費用の一部を補助した。 補助件数　３件 【長寿健康課】 要介護・要支援認定者の生活環境を整えるための住宅改修（手すりや段差の解消等）に対し、２０万円を上限として費用の７～９割を住宅改修費として支給した。	B	地域福祉課 長寿健康課
⑥－７	障がい者・高齢者等の介護者への相談事業を行います。	【地域福祉課】 相談者に対し、必要な情報の提供や助言、関係機関（相談支援専門員等）との連絡調整を行い、障がい者本人だけでなく介護者への支援を行った。 【長寿健康課】 介護者の抱える様々な相談に応じ、情報提供、関係機関との連携及び支援を実施した。 介護者支援に関する相談件数　延べ４１９件 （令和７年３月末現在）	B	地域福祉課 長寿健康課
⑥－８	介護負担を抱え込まずに在宅介護を継続できるよう、介護者のつどいの場と訪問型サービスを組み合わせた事業を実施します。	介護者及び介護経験者等を対象に公民館等でカフェを開催し、介護に関する情報交換等を実施した。 介護やすらぎカフェ　開催回数　１５回 参加者数　１０６名 対象要件を満たす多重介護者及び老老介護者の自宅を訪問してサービスを提供した。 介護やすらぎ訪問回数　３９２回 利用実人数　７８名 （令和７年３月末現在）	B	長寿健康課
⑥－９	市営住宅の2階以上の部屋の入居者で、病気や障がいや高齢であるため階段の昇降が困難である場合に、1階の空き部屋またはエレベーター付きの住宅に移ることができる、市営住宅住宅交換を推進します。	エレベーターが設置されていない市営住宅の２階以上に入居している身体が不自由な方等がいる世帯を、１階部屋等に移転した。	B	住宅政策課
⑥－１０	市営住宅において、病気や障がい等により、立ち上がりや歩行が困難な方の部屋の玄関・浴室・トイレ等に手すりを設置したり、段差を無くす改修を行う介護修繕を推進します。	入居者の申請に基づき、市営住宅内の手すり設置や段差解消等のバリアフリー改修工事を行う体制を構築した。	B	住宅政策課
⑥－１１	『敦賀市地域福祉計画』、『敦賀市障がい者福祉計画』、『敦賀市高齢者健康福祉計画』、『敦賀市介護保険事業計画』等に従い介護に関する費用負担の軽減、障がい者・高齢者の介護サービスの充実等を実施し、介護の負担を軽減します。	【地域福祉課】 地域自立支援協議会専門部会にて、障がい者や家族等の地域課題について検討・共有した。 専門部会開催回数　３９回 【長寿健康課】 敦賀市介護保険事業計画に基づき保険給付を行った。	B	地域福祉課 長寿健康課

評価基準
Ａ：計画以上の事業を実施した　　Ｂ：計画のとおり事業を実施した
Ｃ：一部事業を実施できなかった　Ｄ：事業を実施できなかった　　Ｅ：事業の休・廃止が必要

基本課題（４）男女が共に担う家庭生活づくり

基本施策⑦	男性の家事・子育て・介護等への参加の推進
内部評価	外部評価
○	○

評価基準
◎：積極的に取り組んでいる　○：順調に取り組んでいる　△：より積極的な取り組みが必要　×：大きな改善が必要

【内部評価】
順調に取り組んでいる

【外部評価】
順調に取り組んでいる
・「意思決定の場における女性活躍の推進」や「事業所等における女性活躍の推進」が進まない背景には、男性の家事や子育て、介護等への関わりが世代によってはまだ十分に広がっていないことも一因としてあるのではないか。こうした状況を改善するために、すべての世代に向けてバランスよく啓発活動を進めていただきたい。

各事業評価

	事業（取組）概要	実施内容	評価	主管部署
⑦－１	男性の家事・育児支援講座を開催し、男性の家事・育児への参加を促進します。	子育て世代の父親を対象として男性の家事・育児支援講座を開催した。 講座テーマ　料理	B	市民協働課
⑦－２	毎週土曜日に「パパも遊ぼう」を実施します。 父親の育児参加を促進し、交流の場を提供します。	毎週土曜日に「パパも遊ぼう」を実施した。 実施回数　各子育て支援センター　５０回 土曜日に子育て講座を開催した。 実施回数　5回 （子育て総合支援センター 2回、粟野子育て支援センター 3回）	B	子育て総合支援センター
⑦－３	親子で製作や遊びを体験する催しを行います。	「親子なかよしひろば」を開催した。 開催回数　１１回実施	B	児童文化センター
⑦－４	親子が気軽に集い、交流、育児相談等を行う場を提供します。	おやこきらりんひろば等の団体に活動の場を提供した。 利用回数　６９回	B	児童文化センター
⑦－５	男性が参加しやすい介護者のつどいの場を提供します。	介護者及び介護経験者等を対象に公民館等でカフェを開催し、男性が参加しやすいように内容の工夫や雰囲気づくりに努めた。 介護やすらぎカフェ　開催回数　１５回 参加者数　１０６名	B	長寿健康課

各事業評価

	事業（取組）概要	実施内容	評価	主管部署
⑦－６	男性の家事・子育て・介護等の参加を促進するための情報を発信します。	【市民協働課】 男性の家事・育児の参加や女性の家事負担軽減を促進するため、県が作製した共家事（夫婦や家族がともに家事を楽しむスタイル）チェックシート及び敦賀市版の共家事チェックシートを配布した。また、啓発事業を実施し情報を発信した。 共家事啓発イベント ５月に実施（若年層親子対象） 街頭キャンペーン　１１月に実施 （学生及び働く世代対象） 【子育て政策課】 敦賀子育て支援情報サイト「ＫＯＳＯＤＡＴＥ　ＴＳＵＲＵＧＡ」を活用し、男女を問わず幅広い層への情報発信を図った。 【長寿健康課】 家族介護者負担軽減事業「介護やすらぎカフェ」を開催し、男性の介護参加に関する相談等に応じる場を提供した。	Ｂ	市民協働課 子育て政策課 長寿健康課

評価基準
Ａ：計画以上の事業を実施した　　Ｂ：計画のとおり事業を実施した
Ｃ：一部事業を実施できなかった　Ｄ：事業を実施できなかった　　Ｅ：事業の休・廃止が必要

基本施策⑧	男女共に育児休業や介護休業を取りやすい環境の整備
内部評価	外部評価
○	○

評価基準
◎：積極的に取り組んでいる　○：順調に取り組んでいる　△：より積極的な取り組みが必要　×：大きな改善が必要

【内部評価】
順調に取り組んでいる

【外部評価】
順調に取り組んでいる
・最近の社会情勢もあり、年々利用しやすくなっていると思う。一方で、育児短時間勤務や育児部分休業の利用が女性職員のみとなっている。休暇の取得は、当事者の判断によると思うが、性別による役割分担につながらないよう希望する職員が、性別に関係なく取得できるよう今後も利用しやすい環境づくりを進めていただきたい。

各事業評価

	事業（取組）概要	実施内容	評価	主管部署
⑧－１	育児休業・介護休業等の休業制度の周知を行うと共に、制度の利用を促進します。	【総務課】 特別休暇等の改正に応じて子育て支援ハンドブックを改訂し、庁内掲示板で周知した。 育児休業　２３名（男 ９名、女 １４名） ※Ｒ６から育児休業を取得した人数 介護休暇　１名（男 １名、女 ０名） 【病院総務企画課】 現行の制度において、利用しやすい環境づくりを行った。 育児休業　５６名（男 ４名、女 ５２名） 介護休暇　１名（男 ０名、女 １名）	B	総務課 病院総務企画課
⑧－２	職員の性別にかかわらず、育児短時間勤務制度及び育児部分休業制度の利用を促進します。	【総務課】 子育て支援ハンドブックを庁内掲示板で周知し、職員に利用を呼び掛けた。 育児短時間勤務制度　４名(男 ０名、女 ４名) 育児部分休業制度　２０名(男 ０名、女 ２０名) 【病院総務企画課】 現行の制度において、利用しやすい環境づくりを行った。 育児短時間勤務制度 ２１名（男 ０名、女 ２１名） 育児部分休業制度　３６名（男 ０名、女 ３６名）	B	総務課 病院総務企画課
⑧－３	育児休業等取得者の代替として非常勤職員を採用するなど、休業制度が活用しやすい環境を整えます。	【総務課】 育児休業等の取得者が生じた場合は、可能な限り異動や代替職員を補充し、その影響を抑えた。 【病院総務企画課】 現行の制度において、利用しやすい環境づくりを行った。	B	総務課 病院総務企画課

評価基準
Ａ：計画以上の事業を実施した　Ｂ：計画のとおり事業を実施した
Ｃ：一部事業を実施できなかった　Ｄ：事業を実施できなかった　Ｅ：事業の休・廃止が必要

基本課題（５）男女共同参画の意識醸成

基本施策⑨	子どもや若年層に対する男女平等意識の浸透
内部評価	外部評価
○	○

評価基準
◎：積極的に取り組んでいる　○：順調に取り組んでいる　△：より積極的な取り組みが必要　×：大きな改善が必要

【内部評価】
順調に取り組んでいる

【外部評価】
順調に取り組んでいる
・近年は家族形態や価値観の多様化により、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに対するニーズが高まっていると感じている。
・今後は、学校教育ではより一層の、また社会教育としても対象を絞るなどして、より積極的な取り組みが必要になってくると思う。

各事業評価

	事業（取組）概要	実施内容	評価	主管部署
⑨－１	小中学校における人権教育推進計画に則り、学校教育において男女がお互いを尊重する意識を育みます。	各小中学校において、令和６年度人権教育推進計画を策定し、人権教育目標、各教科における人権教育の取組、教職員の研修等の計画を定め、人権尊重の精神を育む教育を実施した。 市が主催する「人権研修会」に、５年間のうちに全教職員が受講するよう計画し、令和６年度は８９名が受講した。 また、市が主催する「性の多様性の理解を深めるための教職員向け研修会」に、全小中学校より３０名が受講した。	B	学校教育課
⑨－２	中学生、高校生、大学生といった若年層を対象に、デートＤＶ防止等の啓発を行います。	ＤＶ防止啓発の展示物作成に、市内小中学生が参加し、若年層へ啓発を行った。 参加者　市内小中学生　4,８８７名	B	市民協働課
⑨－３	小中学校において、性別に起因する様々な悩みについて適切に応じられるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを配置し、相談体制を構築します。	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを各校やハートフル・スクールに配置し、必要に応じて個別カウンセリングを実施し、ニーズに応じた支援を行った。	B	学校教育課

評価基準
Ａ：計画以上の事業を実施した　Ｂ：計画のとおり事業を実施した
Ｃ：一部事業を実施できなかった　Ｄ：事業を実施できなかった　Ｅ：事業の休・廃止が必要

基本施策⑩	家庭、職場、地域等における男女共同参画推進のための学習機会、意識啓発の充実
内部評価	外部評価
○	○

評価基準
◎：積極的に取り組んでいる　○：順調に取り組んでいる　△：より積極的な取り組みが必要　×：大きな改善が必要

【内部評価】
順調に取り組んでいる

【外部評価】
順調に取り組んでいる
・すぐには効果は見えず、なかなか世間に浸透しにくい施策に関しては、繰り返し啓発活動を実施していただきたい。

各事業評価

	事業（取組）概要	実施内容	評価	主管部署
⑩－１	男女共同参画センターにおいて、男女共同参画関係図書の閲覧及び貸出を実施します。	男女共同参画関係図書の閲覧及び貸し出しを実施した。また、１１月実施のＤＶ防止啓発パネル展及び３月実施の国際女性デー啓発パネル展で、男女共同参画関係図書の展示を行った。	B	市民協働課
⑩－２	県の男女共同参画月間（６月）に合わせ、地域の施設やイベントにおいて、啓発を行います。	市関連施設にてパネル展を実施した。また、国が作成した男女共同参画週間のポスターをデジタルサイネージで掲示したほか、事業所推進員に事業所におけるポスター掲示を依頼した。	B	市民協働課
⑩－３	広報誌等によって男女共同参画に関して学べる情報を発信します。	アンコンシャスバイアス（無意識の思い込み）に関する記事を広報つるがに掲載した。２０歳のつどいにて、第４次つるが男女共同参画プランに関するチラシを配布した。 広報つるが　６月号への掲載	B	市民協働課
⑩－４	市民が参加しやすい、男女共同参画に関する講座、研修会の開催や情報発信を実施します。	【市民協働課】 市民を対象とした講演会を実施した。 講演会テーマ　男女共同参画の視点からの防災 【生涯学習課】 男女共同参画に関する講座は開催していない。	B	市民協働課 生涯学習課

評価基準
Ａ：計画以上の事業を実施した　Ｂ：計画のとおり事業を実施した
Ｃ：一部事業を実施できなかった　Ｄ：事業を実施できなかった　Ｅ：事業の休・廃止が必要

基本目標３　男女が共に支えあい、安心して暮らせるまち
基本課題（６）性差別・パートナー間における暴力等の根絶

基本施策⑪	性差別・パートナー間における暴力等に関する相談体制、防止啓発の充実
内部評価	外部評価
○	○

評価基準
◎：積極的に取り組んでいる　○：順調に取り組んでいる　△：より積極的な取り組みが必要　×：大きな改善が必要

【内部評価】
順調に取り組んでいる

【外部評価】
順調に取り組んでいる
・「相談体制の充実」と「防止啓発の継続」が両輪となって初めて、効果が期待できると思う。隠れたDV被害など声をあげづらい方への支援につながるように継続していただきたい。

各事業評価

	事業（取組）概要	実施内容	評価	主管部署
⑪－１	ＤＶ等に関する相談窓口を周知するとともに、各相談機関との連携を密にし、相談者への支援を行います。	相談窓口において、二州健康福祉センターや市各種窓口など各相談機関との連携を図りながら、ＤＶ等に関する様々な相談に対応した。 窓口周知方法　啓発ポスターの掲示、相談カード配布、市ホームページ　等	B	市民協働課
⑪－２	ＤＶ被害者支援専門研修会及びデートＤＶ防止講座を開催し、ＤＶからの被害者保護・支援についての啓発を行います。	市職員や幼稚園・保育園・放課後児童クラブの代表を対象としてＤＶ防止講座を開催した。また、ＤＶ被害者支援専門研修会は敦賀市民生委員・児童委員を対象として講演会を実施した。 講座テーマ　ＤＶ被害と子どもへの影響 研修会テーマ　ＤＶ被害者への支援とは	B	市民協働課
⑪－３	国の「女性に対する暴力をなくす運動」期間（１１月）に合わせ、地域の施設やイベントにおいて、啓発を行います。	市内小中学生、つるが男女共同参画ネットワークと協働して制作したＤＶ防止啓発物等を市の関連施設に展示した。また、パネル展の実施、図書コーナーを設置した。内閣府啓発ポスターを市関連施設や量販店、病院に掲示を依頼した。	B	市民協働課
⑪－４	ＤＶ被害者が住まいに困窮する場合に、市営住宅への入居要件の緩和により、住まいの確保を支援します。また、住まいに関する対応だけでなく、ＤＶ被害者からの相談を関係機関と情報共有し、支援の連携を図ります。	市営住宅の定期募集、随時募集において、離婚未成立であっても離婚家庭と同様に扱う等の緩和措置を実施している。また、住まいの相談のあった方がＤＶ被害者であった場合は、本人の許可を得て、関係機関と情報共有する体制を取っている。	B	住宅政策課

評価基準
Ａ：計画以上の事業を実施した　Ｂ：計画のとおり事業を実施した
Ｃ：一部事業を実施できなかった　Ｄ：事業を実施できなかった　Ｅ：事業の休・廃止が必要

基本施策⑫	妊娠・出産等に関する健康と権利の促進
内部評価	外部評価
○	○

評価基準
◎：積極的に取り組んでいる　○：順調に取り組んでいる　△：より積極的な取り組みが必要　×：大きな改善が必要

【内部評価】
順調に取り組んでいる
性教育について各小中学校で、自らのからだを大切にするとともに、危険を予知し自分を守る力がつくよう授業を実施し、自らを守れる力が身につくように学習の機会の充実を図っている。

【外部評価】
順調に取り組んでいる
・性教育については「自分を守れる力」をつける学習機会の充実はもちろん大切であるが、「命の尊さ」「生命の喜び」「相手への思いやり」「真の優しさ」といった面から、健康と権利を大切にする啓発活動もお願いしたい。
・特定不妊治療、一般不妊治療及び不育症治療費の助成の実施件数が増えており、必要な方に支援が届いていると評価する。

各事業評価

	事業（取組）概要	実施内容	評価	主管部署
⑫－１	女性の健康の保持・増進を促し、女性が自己の健康管理を行えるよう、女性の妊娠・出産等のライフステージに対応した課題について、健康教育、知識の普及・啓発、健康相談、保健指導を行い支援します。	妊娠期から乳幼児期にかけての各種セミナーや事業において、健康相談や保健指導を行った。 また、健康センター常設の健康ステーションや出張健康ステーションにおいて、生活習慣病やフレイル予防の普及啓発、健康相談、骨密度測定などの健康測定を実施した。	B	健康推進課
⑫－２	学校教育において、子どもが性の健康や権利に関して正しい知識を身につけ、望まない妊娠、性感染症などの危険から自らを守れる力が身につくように学習機会の充実を図ります。	男女の性意識の違いや性感染症を防ぐ方法、性被害に遭わないための未然防止、危険予測の学習などを実施した。	B	学校教育課
⑫－３	女性特有のがんの早期発見、早期治療のため、子宮頸がん及び乳がん検診を実施します。女性で罹患が最も多い乳がん検診については、周知や受診勧奨を積極的に行います。	子宮頸がん検診を及び乳がん検診を実施した。 乳がん検診については、未受診者に対し受診勧奨を行った。 健康アプリでのお知らせ配信や健康ステーション、市ホームページ等でがんに関する知識の普及やがん検診受診の啓発を行った。	B	健康推進課
⑫－４	夫と妻それぞれの不妊治療および不育症治療に関する助成制度を設け、精神的・経済的負担の軽減を図ります。	特定不妊治療、一般不妊治療及び不育症治療費の助成を実施した。 特定不妊　実４８件（延９１件） 一般不妊　実１４件（延１４件） 不育症治療　実　０件（延　０件）	B	健康推進課

評価基準
Ａ：計画以上の事業を実施した　Ｂ：計画のとおり事業を実施した
Ｃ：一部事業を実施できなかった　Ｄ：事業を実施できなかった　Ｅ：事業の休・廃止が必要

基本施策⑬	セクシュアル・マイノリティへの理解の促進
内部評価	外部評価
○	○

評価基準
◎：積極的に取り組んでいる　○：順調に取り組んでいる　△：より積極的な取り組みが必要　×：大きな改善が必要

【内部評価】
順調に取り組んでいる

【外部評価】
順調に取り組んでいる
・これまでの研修に加え、今後はSNSやCATV、デジタルサイネージ（電子掲示板）などを活用した不特定多数の方に向けた情報発信も考えてみてははどうか。

各事業評価

	事業（取組）概要	実施内容	評価	主管部署
⑬－１	セクシュアル・マイノリティに関する理解が深まるように研修会・広報誌等により情報発信を行います。	【市民協働課】 啓発事業の実施、新規採用職員向け及び教職員向けに研修会を行い、情報を発信した。 ２０歳のつどいにて啓発チラシを配布した。 研修会テーマ　性の多様性 【生涯学習課】 「性的マイノリティ」に関する内容を含む人権講座を開催した。 参加数 ２４名 敦賀市内小中学校にて、セクシュアル・マイノリティに関する理解を深めることも目的とした出前授業を実施した。 授業参加者延べ数 1,８５４名 【地域福祉課】 不特定多数の人が集まる機会において、ＬＧＢＴへの理解を促すチラシの配布により啓発を図った。	B	市民協働課 生涯学習課 地域福祉課

評価基準
Ａ：計画以上の事業を実施した　Ｂ：計画のとおり事業を実施した
Ｃ：一部事業を実施できなかった　Ｄ：事業を実施できなかった　Ｅ：事業の休・廃止が必要

基本課題（７）男女共同参画の視点からの防災対策の推進

基本施策⑭	男女共同参画の視点に立った防災体制の確立と普及啓発
内部評価	外部評価
○	○

評価基準
◎：積極的に取り組んでいる　○：順調に取り組んでいる　△：より積極的な取り組みが必要　×：大きな改善が必要

【内部評価】
順調に取り組んでいる

【外部評価】
順調に取り組んでいる
・女性や子どもに対する暴力等の予防に配慮した避難所の環境の整備についての実施も進めていただきたい。災害が多発している中で、特に女性に配慮した備蓄品の整備など、避難所の環境整備は非常に重要なことと考える。
・地域の防災組織等について、女性も組織の「運営側」に積極的に参加し、その中で意見を述べる機会や必要な研修を受ける機会があるとよい。

各事業評価

	事業（取組）概要	実施内容	評価	主管部署
⑭－１	自主防災組織への女性の参画を促進するとともに、性別にかかわらず防災意識の普及啓発、防災訓練の徹底を図ります。	令和７年２月に実施した「地域防災啓発セミナー」において、女性防火クラブに参加いただき講演会を実施した。	B	危機管理対策課
⑭－２	女性や子どもに対する暴力等の予防に配慮した避難所の環境の整備 、男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮した備蓄品の整備を順次行います。	男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮した避難所の環境を整備するため、生理用品や紙おむつ、液体ミルクを購入・整備した。	B	危機管理対策課
⑭－３	男女共同参画の視点からの災害対策について、研修会・広報誌等で、多様な住民が自主的に考える機会を設けます。	【市民協働課】 男女共同参画推進講座を実施した。 講座テーマ　男女共同参画の視点からの防災 【危機管理対策課】 ８月３０日から９月５日にかけての防災週間において、備蓄用の乳児用ミルクや紙おむつ、生理用品等の男女共同参画の視点からの備蓄品の展示を行った。	B	市民協働課 危機管理対策課

各事業評価

	事業（取組）概要	実施内容	評価	主管部署
⑭－４	女性の視点から防災まちづくりを考える団体に対し、適切な支援、情報提供、助言等をし、本市における防災に必要な対策・対応に女性の視点を取り入れていきます。	【危機管理対策課】 市のすべての区の区長で組織する敦賀市地域防災連絡協議会の活動を助成し、男性だけでなく、女性も自主的に役割を担う自主防災組織の体制及び活動の強化に繋がる各種補助事業等や女性防火クラブの活動の補助を通年で実施した。 【市民協働課】 国立女性教育会館等の事業、研修会、講演会について、つるが男女共同参画ネットワークに情報提供を行った。 【敦賀美方消防組合】 家庭防火の観点から日常火気を扱う機会の多い主婦等を対象に、家庭における火災の防止及び地域ぐるみの自主防火体制の確立を図ることを目的とした団体である「敦賀地区女性防火クラブ」に対して、火災時の避難、消火器の取り扱い及び防火講話を実施した。	B	危機管理対策課 市民協働課 敦賀美方消防組合

評価基準
Ａ：計画以上の事業を実施した　Ｂ：計画のとおり事業を実施した
Ｃ：一部事業を実施できなかった　Ｄ：事業を実施できなかった　Ｅ：事業の休・廃止が必要

基本課題（８）男女共同参画社会の推進体制強化

基本施策⑮	男女共同参画を推進する市民活動団体等との連携や支援
内部評価	外部評価
○	○

評価基準
◎：積極的に取り組んでいる　○：順調に取り組んでいる　△：より積極的な取り組みが必要　×：大きな改善が必要

【内部評価】
順調に取り組んでいる

【外部評価】
順調に取り組んでいる
・男女共同参画を推進するには、官民一体となって連携して取り組む必要があり、「つるが男女共同参画ネットワーク」への支援と普及活動の根気強い活動をお願いしたい。

各事業評価

	事業（取組）概要	実施内容	評価	主管部署
⑮－１	男女共同参画を推進する団体・グループへの情報提供を行うとともに、活動を活性化するための支援を行います。	つるが男女共同参画ネットワークに補助金を交付し、情報提供を行い、活動補助、運営及び講座等の開催を支援した。 講座等　講座1回 啓発等　街頭キャンペーン ＤＶ防止啓発パープルの流れ星の制作 国際女性デーの普及啓発	B	市民協働課

評価基準
Ａ：計画以上の事業を実施した　Ｂ：計画のとおり事業を実施した
Ｃ：一部事業を実施できなかった　Ｄ：事業を実施できなかった　Ｅ：事業の休・廃止が必要

基本施策⑯	行政における男女共同参画の推進体制の充実
内部評価	外部評価
○	○

評価基準
◎：積極的に取り組んでいる　○：順調に取り組んでいる　△：より積極的な取り組みが必要　×：大きな改善が必要

【内部評価】
順調に取り組んでいる

【外部評価】
順調に取り組んでいる
・男女共同参画を推進していくためには、積極的な広報活動が欠かせないと思う。より多くの市民の方が見てもらえるよう、発信方法を考える必要がある。

各事業評価

	事業（取組）概要	実施内容	評価	主管部署
⑯－１	行政の場に男女の視点が偏りなく取り入れられるように、適正な人事配置を行います。	職員の配置には、性別に関係なく適材適所となるように職員の能力や適性等を総合的に判断して実施している。	B	総務課
⑯－２	男女共同参画に関する相談業務等を行い、男女共同参画社会の実現を支援します。	市各種窓口など各相談機関との連携を図りながら、男女共同参画に関する様々な相談に対応した。	B	市民協働課
⑯－３	国や県等と連携し、敦賀市における男女共同参画を推進します。	国や県等と情報交換を行うなど連携を密にし、男女共同参画を推進した。また、国や県等が実施する事業を事業所推進員や市民へ情報発信を行った。	B	市民協働課
⑯－４	男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにした年次報告書を作成し、公表します。	各課の施策実施状況を把握し、年次報告書として取りまとめ、庁内電子掲示板及びホームページにて公表した。	B	市民協働課

評価基準
Ａ：計画以上の事業を実施した　Ｂ：計画のとおり事業を実施した
Ｃ：一部事業を実施できなかった　Ｄ：事業を実施できなかった　Ｅ：事業の休・廃止が必要